

静岡県公安委員会規則第21号

交番、駐在所及び警備派出所の名称、位置及び所管区域に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年10月21日

静岡県公安委員会委員長 外山弘幸

交番、駐在所及び警備派出所の名称、位置及び所管区域に関する規則の一部を改正する規則

交番、駐在所及び警備派出所の名称、位置及び所管区域に関する規則（昭和52年静岡県公安委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後			
別表				別表			
警察署名	名称	位置	所管区域	警察署名	名称	位置	所管区域
(略)				(略)			
富士宮警察署	(略)			富士宮警察署	(略)		
	富士宮駅前交番	富士宮市中央町16番1号	富士宮市のうち阿幸地町、浅間町、神田川町、黒田、源道寺町、城北町、田中町、中央町、錦町、野中、野中町、野中東町、東阿幸地、東町、ひばりが丘、富士見ヶ丘、 <u>星山の一部</u> 、矢立町、弓沢町、若の宮町		富士宮駅前交番	富士宮市中央町16番1号	富士宮市のうち阿幸地町、浅間町、 <u>大宮町</u> 、神田川町、 <u>北町</u> 、黒田、源道寺町、城北町、 <u>宝町</u> 、田中町、中央町、錦町、 <u>貫戸</u> 、沼久保、野中、野中町、野中東町、東阿幸地、東町、 <u>光町</u> 、ひばりが丘、富士見ヶ丘、 <u>星山</u> 、 <u>三園平</u> 、 <u>宮北町</u> 、 <u>宮町</u> 、 <u>元城町</u> 、 <u>矢立町</u> 、 <u>山本</u> 、 <u>豊町</u> 、弓沢町、若の宮町
	宮町交番	富士宮市宮町1番1号	富士宮市のうち大宮町、北町、 <u>宝町</u> 、 <u>光町</u> 、 <u>三園平</u> 、 <u>宮北町</u> 、 <u>宮町</u> 、 <u>元城町</u> 、 <u>豊町</u>		宮原交番	(略)	
	宮原交番	(略)			(略)		
	(略)				(略)		
	白糸警察官駐在所	(略)			白糸警察官駐在所	(略)	
	星山警察官駐在所	富士宮市星山85番地の150	富士宮市のうち貫戸、沼久保、 <u>星山の一部</u> 、 <u>山本</u>		柚野警察官駐在所	(略)	
	柚野警察官駐在所	(略)			(略)		
(略)				(略)			
天竜警察	(略)			天竜警察	(略)		
	佐久間	(略)			佐久間	(略)	

署	交番		
上阿多古警察官駐在所	浜松市天竜区西藤平292番地の1	浜松市天竜区のうち 芦窪、阿寺、長沢、西藤平、東藤平、懐山	
(略)			
気田警察官駐在所	(略)		
西川警察官駐在所	浜松市天竜区龍山町大嶺570番地の1	浜松市天竜区のうち 龍山町大嶺、龍山町瀬尻の一部、龍山町戸倉	
下阿多古警察官駐在所	浜松市天竜区両島880番地の7	浜松市天竜区のうち 青谷、石神、上野、日明、米沢、両島、緑恵台、渡ヶ島の一部	
城西警察官駐在所	(略)		
瀬尻警察官駐在所	浜松市天竜区龍山町瀬尻930番地の17	浜松市天竜区のうち 龍山町下平山、龍山町瀬尻の一部	
(略)			
山香警察官駐在所	(略)		
山東警察官駐在所	浜松市天竜区山東2958番地の1	浜松市天竜区のうち 次郎八新田、只来、船明、山東の一部、横川	
横山町警察官駐在所	浜松市天竜区横山町448番地の3	浜松市天竜区のうち 伊砂、大川、小川、佐久、相津、月、西雲名、東雲名、谷山、横山町	
(略)			

署	交番		
船明交番	浜松市天竜区船明1310番地	浜松市天竜区のうち 伊砂、大川、小川、佐久、次郎八新田、相津、只来、月、西雲名、東雲名、船明、山東の一部、谷山、横川、横山町	
阿多古警察官駐在所	浜松市天竜区両島880番地の7	浜松市天竜区のうち 青谷、芦窪、阿寺、石神、上野、長沢、西藤平、日明、東藤平、懐山、米沢、両島、緑恵台、渡ヶ島の一部	
(略)			
気田警察官駐在所	(略)		
城西警察官駐在所	(略)		
龍山警察官駐在所	浜松市天竜区龍山町大嶺570番地の1	浜松市天竜区のうち 龍山町大嶺、龍山町下平山、龍山町瀬尻、龍山町戸倉	
(略)			
山香警察官駐在所	(略)		
(略)			

細江警察署	(略)			
	引佐警察官駐在所	(略)		
	大崎警察官駐在所	(略)		
	(略)			
	金指警察官駐在所	(略)		
	渋川警察官駐在所	<table border="1"> <tr> <td>浜松市北区引佐町 渋川3414 番地の3</td> <td>浜松市北区のうち 引佐町渋川、引佐町 四方浄、引佐町田 沢、引佐町西久留女 木、引佐町東久留女 木の一部、引佐町別 所、引佐町的場</td> </tr> </table>	浜松市北区引佐町 渋川3414 番地の3	浜松市北区のうち 引佐町渋川、引佐町 四方浄、引佐町田 沢、引佐町西久留女 木、引佐町東久留女 木の一部、引佐町別 所、引佐町的場
	浜松市北区引佐町 渋川3414 番地の3	浜松市北区のうち 引佐町渋川、引佐町 四方浄、引佐町田 沢、引佐町西久留女 木、引佐町東久留女 木の一部、引佐町別 所、引佐町的場		
都筑警察官駐在所	(略)			
(略)				
(略)				

細江警察署	(略)			
	引佐警察官駐在所	(略)		
	引佐北部警察官駐在所	<table border="1"> <tr> <td>浜松市北区引佐町 田沢728番 地の8</td> <td>浜松市北区のうち 引佐町渋川、引佐町 四方浄、引佐町田 沢、引佐町西久留女 木、引佐町東久留女 木の一部、引佐町別 所、引佐町的場</td> </tr> </table>	浜松市北区引佐町 田沢728番 地の8	浜松市北区のうち 引佐町渋川、引佐町 四方浄、引佐町田 沢、引佐町西久留女 木、引佐町東久留女 木の一部、引佐町別 所、引佐町的場
	浜松市北区引佐町 田沢728番 地の8	浜松市北区のうち 引佐町渋川、引佐町 四方浄、引佐町田 沢、引佐町西久留女 木、引佐町東久留女 木の一部、引佐町別 所、引佐町的場		
	大崎警察官駐在所	(略)		
	(略)			
	金指警察官駐在所	(略)		
都筑警察官駐在所	(略)			
(略)				
(略)				

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則中別表細江警察署の項の改正にあつては令和4年10月26日から、同表富士宮警察署の項及び天竜警察署の項の改正にあつては令和4年11月1日から施行する。